令和８年（フ）第２３６４号
名古屋市西区上小田井１丁目170番地の１
ミリアングリーンパーク庄内103号
債務者　山平　孝二
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７７号
名古屋市北区清水２丁目12番22号　アーバンハイツ清水２Ｂ号
債務者　髙橋　廣美
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１７号
愛知県半田市横川町３丁目202番地の８
アーバンヒル横川203号
債務者　榊原　守男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２０号
愛知県小牧市間々本町87番地　サンヴィレッヂＡ棟101号
債務者　及川　文雪
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３６号
愛知県春日井市菅大臣町183番地　ファミール菅大臣Ｂ棟101号、従前の住所愛知県春日井市大手田酉町３丁目７番地５　クレール201号
債務者　五十嵐真弥
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９９号
岡山県笠岡市富岡370番地７コーポおのＢ102
債務者　中元　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３５７号
岡山県倉敷市中島2246番地64　小田アパート101
債務者　谷　　本気
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８１２号
北九州市小倉南区北方３丁目29番14―204号
債務者　夏目由布子
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８２０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉391番地１　三吉団地Ａ―406
債務者　三輪ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１５２号
福島県いわき市常磐関船町迎60番地の１　リバース201、従前の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台116番地の57　サンシティ湯の花201
債務者　松浦　　勇（旧姓高橋）
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８８号
福島県いわき市平字鷹匠町１番地の１　ホークスワンＢ201
債務者　上野　香織
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９７号
福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字後沢30番地後沢団地２号棟101号、従前の住所福島県双葉郡楢葉町大字北田字合張５番地７
債務者　高橋　和子
１　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２２３号
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　ＲＥＶＩＶＡＬ一宮212号
債務者　髙橋　淳次
１　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１０７号
山口県宇部市大字東岐波1178番地19
債務者　中山　靖彦
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４３号
鹿児島県曽於市大隅町中之内8842番地44　倉橋アパート101
債務者　中辻　良正
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
鹿児島県肝属郡肝付町波見1544番地
債務者　園田　修一郎
１　決定年月日時　令和８年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第８５号
北海道北見市若葉７丁目２番５―26号
債務者　小笠原啓貴
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係